

令和元年 10 月開始

幼児教育・保育無償化についてのご案内 （教育 1 号認定のお子様）

① 1 号認定（満 3 歳から 5 歳児）を受けたお子様の保育料を無償化します。

無償化の内容

- ◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年 10 月分から**月々の保育料を納入する必要がなくなります。**

無償化の対象と ならないもの （実費徴収）

- ◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については無償化の対象となりませんので、これまでどおりご負担いただきます。
- ◆ただし、食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、以下に該当する場合に限り、10 月以降は免除されます。
 - （ア）年収 360 万円未満相当世帯のお子様
 - （イ）小学校 3 年生までのお子様から数えて第 3 子以降のお子様免除の対象となる方には、市から事前に「徴収免除のお知らせ」を送付いたします。

②平成 25 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日の間に生まれ、**保育が必要であることを認定された**お子様については、①の保育料に加え、**預かり保育の利用料も無償化**となります。⇒【新 2 号認定】

預かり保育の 無償化

- ◆10 月利用分から、共働きなどにより**保育が必要なお子様**を対象に利用料の無償化を行います。
- ◆**月額 11,300 円と 450 円×月の利用日数のいずれか少ない額**が無償化の月額の上限となります。
- ◆利用料以外の給食費については無償化の対象となりませんので、これまでどおりご負担いただきます。

※ 市民税非課税世帯に限り、平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に生まれたお子様についても 450 円×月の利用日数を上限に無償化の対象となります。⇒【新 3 号認定】

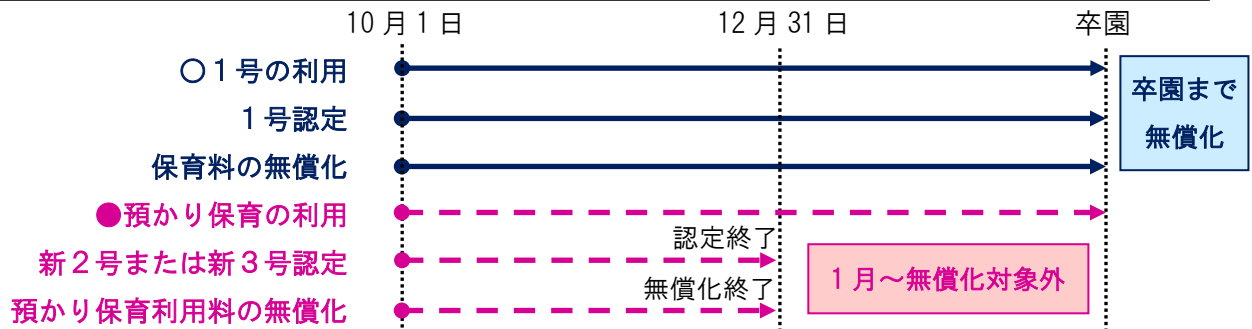
必要な手続き

- ◆事前に市の認定（新2号または新3号）を受ける必要があります。（①で受ける1号認定と合わせて、2つの認定を受けることとなります。）
- ◆入園先で「**子育てのための施設等利用給付認定申請書**」を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。
- ◆**保育を必要とする理由について確認が必要となります。**
申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。
- ◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定終了となり、それ以降の預かり保育の利用料は無償化の対象外となります。**（下の（例）をご参照ください。）

申請書の提出期間

- 無償化開始前から継続して利用するお子様
…令和元年8月26日(月)まで
- 10月以降に利用開始するお子様 …開始月の前月の20日まで
- 保育を必要とする理由に変更（終了含む）がある場合
…変更が生じる月の前月の20日まで

（例）1号・預かり保育の両方を利用するお子様が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の、無償化の取扱い



保育を必要とする理由がなくなって以降も預かり保育の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。一方、1号の保育料については、卒園まで無償化対象のまま変わりません。

どのように無償化されるか

- ◆無償化上限額（表面参照）の範囲内の利用料については、納入する必要はありません。
- ◆利用料が無償化上限額を超える場合には、超過分のみ入園先に納入いただきます。

問合せ先

八戸市 福祉部 こども未来課（市庁別館2階） 企画育成グループ
電話：0178-43-9094 メール：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp